

各特定福祉用具販売事業所 様
各特定介護予防福祉用具販売事業所 様

三重県健康福祉部長

特定福祉用具販売事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所
の価格表の取扱いについて（通知）

平素は、介護保険制度の円滑な運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、特定福祉用具販売事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所（以下「特定福祉用具販売事業所等」という。）が設定している福祉用具販売費用の額については、運営規程に定め、その額に変更があれば、変更内容を県に届け出る必要があります。これは福祉用具貸与事業所（介護予防福祉用具貸与事業所）の利用料と同様の取扱いではありますが、特定福祉用具販売事業所等に対しては、必ずしもその周知が徹底されていないところがありました。

そこで今般、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売に係る価格表について、別添のとおり定め取扱うことといたしました。

つきましては、下記により、価格表等を提出していただくようお願いします。

提出される価格表については、県内保険者及び三重県国民健康保険団体連合会に提供し、県との情報の共有化を行います。

なお、既に指定申請時に、いずれもご提出いただいている事業所様については、今回ご提出いただく必要はございません。

記

1. 提出物
- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| 変更届出書 | 1部 |
| 運営規程 | 1部（今回、運営規程の変更が必要となる事業所のみ） |
| 価格表 | 1部（商品カタログに代えることは不可） |
| 価格表を保存したフロッピーディスクかCD-R | 1部 |
| 商品カタログ | 1部（既に県に提出されているものと変更がなければ、今回は、提出不要） |

2. 提出先 〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県健康福祉部長寿社会室事業所支援グループ

今回の提出のみの提出先です。この提出の後に、変更があった場合は、管轄の保健福祉事務所へ提出して下さい。

3. 提出期限 平成18年8月31日(木)

4. 価格表の作成方法

特定福祉用具販売事業所等が、運営規程で定める福祉用具販売費用の額の記載方法等については、次のとおりとする。

(1) 運営規程の本文で、「特定福祉用具販売を提供した場合の販売費用は、別紙価格表に定めるとおりとする。」「特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の販売費用は、別紙価格表に定めるとおりとする。」と規定すること。

(2) 運営規程の別紙として、別添様式により価格表を作成すること。

(3) 価格表の作成については、次の事項に留意すること。

「種目」欄には、厚生労働大臣が定める福祉用具販売に係る福祉用具の種目を記載すること。

「商品名」欄には、製造業者が定めた商品名を記載すること。

「製造業者名」欄には、福祉用具を製造した事業者の名称を記載すること。

「型番」欄には、製造業者が定めた型番を記載すること。

「価格」欄には、福祉用具販売価格を記載すること。

「価格設定日」欄については、価格を設定した日を記載すること。なお、エクセルで書式を設定しているため、入力にあたっては、 / / と半角文字で行うこと。(例：2006/04/01 と入力すると、平成18年4月1日と変換されます。)

変更区分欄には、価格の変更を行った場合のみ、変更、新規、中止のいずれかを入力すること。今回は、価格表の変更区分欄は、何も記入しないで下さい。

事業所番号欄は、新たに指定を受ける事業者については、空欄とすること。

(4) 価格表については、紙及び電子媒体(フロッピーディスク又はCD-R)で作成すること。

(5) 電子媒体で提出する価格表については、エクセルで作成すること。

5. 今後の取扱いについて

今回の価格表の提出後、価格や取扱商品等に変更があった場合は、従来の変更届出書と同様に、変更のあった日から10日以内に管轄の保健福祉事務所へ提出すること。提出する書類については、「変更届出書」、「運営規程」、「価格表」、「価格表を保存したフロッピーディスクかCD-R」、「商品カタログ(新たな商品を取扱う場合のみ提出)」とし、提出部数は、各2部とする。

また、これから、特定福祉用具販売事業所等の指定を受けようとする事業者は、この通知文に基づき、価格表を作成すること。

6. 留意事項

価格表の様式については、三重県のホームページに掲載しておりますので、ご活用下さい。次のアドレスで、ホームページにアクセスできます。

<http://www.pref.mie.jp/TOPICS/2006070389.htm>

なお、三重県のホームページにアクセスできない事業所については、三重県長寿社会

室事業所支援グループへ、フロッピーディスクと返信用封筒を送って下さい。フロッピーディスクに様式を保存して、返送させていただきます。

今回、価格表を提出していただくのは、三重県指定を受けているすべての特定福祉用具販売事業所等を対象としておりますので、提出漏れのないようにお願いします。

事務担当

健康福祉部長寿社会室

事業所支援グループ 西垣・伊藤・中川

TEL 059-224-2262

FAX 059-224-2919